

<p>○三鷹市自治基本条例 平成 17 年 10 月 1 日条例第 17 号 改正 平成 19 年 3 月 12 日条例第 3 号</p>	<p>○多摩市自治基本条例 平成 16 年 3 月 31 日条例第 1 号 改正 平成 22 年 3 月 15 日条例第 4 号</p>	<p>○阪南市自治基本条例 平成 21 年 6 月 5 日条例第 21 号</p>	<p>○明石市自治基本条例 平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号</p>	<p>○流山市自治基本条例 平成 21 年 3 月 30 日条例第 1 号</p>	<p>○相生市市民参加条例 平成 16 年 3 月 24 日条例第 12 号</p>
<p>第 2 章 市民及び市民自治 (地域における市民の権利、責務等)</p> <p>第 4 条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。</p> <p>2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。</p> <p>3 市民は、前 2 項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。</p> <p>(市政における市民の権利、責務等)</p> <p>第 5 条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。</p> <p>2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。</p> <p>3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。</p> <p>(事業者等の権利、責務等)</p> <p>第 6 条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。</p>	<p>第 2 節 市民の役割 (市民の権利)</p> <p>第 5 条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。</p> <p>2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。</p> <p>3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。</p> <p>(市民の義務)</p> <p>第 6 条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとします。</p> <p>2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとします。</p>	<p>第 4 章 市民 (市民の権利)</p> <p>第 8 条 市民は、市政の主体として平等に市政の運営及び地域の活動に参画し、及び協働する権利を有する。</p> <p>市民は、保護すべき情報を除き、市が保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>市民は、市が提供するサービスを受けることができる。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第 9 条 市民は、互いに多様な価値観を認め合い、市政に関する認識を深め、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に参画し、及び協働し、市政の運営及び地域の活動に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>市民は、互いに市政の運営及び地域の活動に必要な情報を共有するよう努めるものとする。</p> <p>市民は、市が提供するサービスに伴う負担を分任しなければならない。</p>	<p>第 2 章 自治の主体 第 1 節 市民 (市民の権利)</p> <p>第 5 条 市民は、自治の主体であり、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>2 市民は、まちづくりのための主体的又は自主的な活動を自由に行う権利を有する。</p> <p>3 市民は、市民同士や市と協働したまちづくりのため、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。</p> <p>4 市民は、市政に参画しないことによって不利益な取扱いを受けない。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第 6 条 市民は、市政に関心を持ち、積極的に参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、まちづくりにおいて互いの意見及び行動を尊重し合うものとする。</p> <p>(事業者等の権利及び役割)</p> <p>第 7 条 事業者等は、市政に関する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 事業者等は、市民と共に地域社会を構成するものとして、社会的責任を自覚し、地域との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>第 2 章 基本理念等 (地域コミュニティ)</p> <p>第 6 条 市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団(以下「地域コミュニティ」という。)が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるように努めるものとし、また、</p> <p>2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。</p> <p>3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければならないとします。</p> <p>第 9 章 責務 (市民等の責務)</p> <p>第 36 条 市民等は、市民自治によるまちづくりの主体であることを自覚し、市政への参加に当たっては、その発言及び行動に責任を持つとともに、互いに権利を認め合い、協力し合うことによって、市民自治によるまちづくりを推進しなければならないとします。</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第 5 条 市民は、まちづくりにおける自らの果たすべき役割を自覚し、積極的な市民参加に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市全体の更なる発展を目指すことを基本として、市民参加をするように努めるものとする。</p>